

「資料 政・経 2008」

追 録

2008 年 9 月 20 日発行

東 学 (株)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 2008 年のおもな出来事 | 1 |
| ② 国籍法「結婚要件」に違憲判決 | 2 |
| ③ グルジア紛争 | 3 |
| ④ 「名ばかり管理職」に残業代支給判決 | 4 |
| ⑤ 竹島領有権問題 | 5 |
| ⑥ 2008(平成 20) 年度一般会計歳入・歳出 | 6 |
| ⑦ 国外のおもな出来事 | 7 |
| ⑧ 国内のおもな出来事 | 8 |
| ●訂正・変更のお知らせ | 8 |

① 2008年のおもな出来事

(カッコ内は追録の参照ページ)

月 日	こ と が ら
1月 11日	参院本会議がインド洋での海自の給油活動を再開する新テロ対策特別措置法案を否決したが、衆院本会議が再議決し、成立
17日	NHKは、記者ら3人がインサイダー取引の疑いで証券取引等監視委員会の調査を受けたと発表、放送前の原稿悪用か
27日	大阪府知事選で無所属新人で弁護士、タレントの橋下(はしもと)徹氏当選、現職最年少
28日	日本マクドナルド店長の未払い残業代請求訴訟で、東京地裁が重要な権限などなく管理職に当たらぬとの判断を示す(p.4)
30日	中国製冷凍ギョーザで07年12月以降、食中毒症状訴え9人入院。有機リン系殺虫剤メタミドホスが検出され、輸入元が自主回収
2月 14日	神奈川県教育委員会が新学習指導要領実施に合わせ全県立高校で日本史必修化と発表
17日	セルビア・コソボ自治州の議会は、自治政府が提出した独立宣言案を採択しセルビアからの独立を一時的に宣言(p.7)
19日	キューバのフィデル・カストロ国家評議会議長が、健康問題を理由に国家元首からの引退を表明、後継は実弟のラウル・カストロ
〃	千葉県・野島崎沖で、海自イージス艦「あたご」が漁船と衝突、父子2人が不明
3月 6日	住基ネット訴訟で、最高裁がプライバシー権侵害認めず合憲の初判(p.8)
10日	中国チベット自治区ラサで僧侶ら数百人が中国のチベット政策に抗議しデモ(p.7)
14日	宙に浮いた年金記録5,095万件のうち、名寄せしても持ち主が特定できず未解明のデータが2,025万件であると社会保険庁が報告
22日	台湾総統選で野党国民党の馬英九・前党主席が与党民進党候補に大勝し当選
4月 17日	空自のイラク派遣をめぐる、名古屋高裁が「戦闘地域」のバグダードへの武装兵空輸は武力行使と一体化して初の違憲判断
22日	山口県光市の母子殺害事件の差し戻し控訴審で、広島高裁が元少年に死刑判決、執行時18歳は死刑の回避理由にならないと指摘
30日	ガソリンの暫定税率を復活させる税制改正法が衆院で再可決、成立
5月 2日	チャンマー各地を大型サイクロンが直撃、死者・行方不明者の数は13万人を超える

月 日	こ と が ら
5月 7日	ロシアでメドベージェフ第1副首相が第3代大統領に就任、プーチン前大統領は首相に
12日	中国四川(しせん)省でマグニチュード8.0の大地震。死者・不明者は8万人を超える
13日	閣議で道路特定財源制度の08年度廃止と09年度から一般財源化する基本方針決定。衆院で道路特定財源を08年度以降も10年間維持する改正道路整備費財源特例法が成立
6月 4日	最高裁が、父母の婚姻を国籍取得の要件とする国籍法の規定は違憲と認定。5日、法務省が法改正へ(p.2)
6日	省庁幹部人事の一元管理を盛り込んだ国家公務員制度改革基本法が成立
〃	アイヌ民族を先住民族と認める決議を衆参両院が全会一致で採択、初の国会決議
8日	東京・秋葉原で25歳の派遣社員の男が通行人らをトラックではねた後、ナイフで刺して7人死亡、10人重軽傷
11日	民主、社民、国民新3党提出の福田首相に対する問責決議が参院で史上初めて可決、首相は総辞職など否定。12日、衆院が内閣信任決議を自民、公明などの賛成多数で可決
14日	東北地方で地震発生、岩手県奥州(おうしゅう)市などで震度6強
27日	諫早(いさはや)湾干拓事業の堤防撤去をめぐる訴訟で、佐賀地裁が諫早湾の漁業被害などを認め、排水門の5年間常時開放を命令
7月 7日	北海道洞爺湖(とうやこ)サミットが開幕
14日	文科省は中学校の新学習指導要領の社会科解説書に初めて竹島について記述すると公表、「固有の領土」との表現は避ける
24日	岩手県で地震発生、洋野(ひろの)町で震度6強
8月 8日	北京五輪開幕(～24日)。日本の獲得メダル数は、金9、銀6、銅10
〃	グルジアが、同国からの分離独立をめざす親ロシアの南オセチヤ自治州に侵攻、これに対し、ロシア軍が報復的に軍事介入し、大規模な空爆(p.3)
26日	アフガニスタンで日本人のNGO職員が拉致される。28日、遺体で発見される
8月 ー	日本各地で記録的豪雨
9月 1日	福田首相が辞任を表明
2日	タイの首都バンコクに非常事態宣言

② 国籍法「結婚要件」に違憲判決

結婚していない日本人の父とフィリピン人の母から生まれた子ども10人が、日本国籍の確認を国に求めた訴訟で、最高裁大法廷は10人全員に日本国籍を認めた。生まれた後に父から認知されても、両親が結婚していないことを理由に日本国籍を認めない現在の国籍法は、憲法14条の「法の下での平等」に反すると判断した。

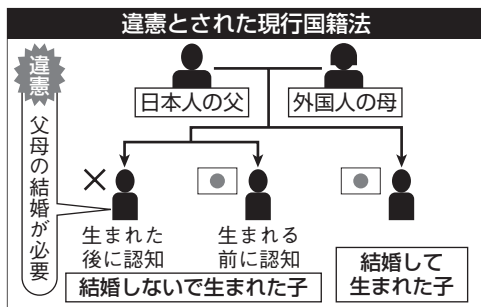
結婚しているかによる区別が違憲とされたのは初めて。同じ国籍問題を抱える子どもについて正確な統計はないが、国内だけで数万人という推計があり、海外にも相当数いるとみられる。法務省は国籍法の改正を迫られる。

国籍法の2条1号によれば、父母が結婚していない「婚外子」でも、産まれる前の段階で父の認知があれば、国籍を取得できる。一方、国籍法3条1項は、生まれた後に認知された場合に父母が結婚しなければ国籍を得られないと定めた。その違いは、出生した時点で子どもの国籍を確定させるのが大原則だという考え方による。

両親が結婚していないために日本国籍を認めない区別を最高裁が「不合理な差別で違憲」としたのは、未婚のまま子どもを生み育てる家庭が増えるなど「時代の変化」を重視したことが大きい。

84年に改正された国籍法は、母親が外国人で日本人の父親の認知が出生後になった場合に、父母の結婚がなければ父との生活は一体でなく、子どもと日本の結びつきが弱いという発想だった。

「国民の範囲を定めるのは国の裁量だ。もし認知だけで国籍を与えたら、うその認知が増える」と法務省は裁判で主張した。しかし、子どもの立場からすれば、日本人の血を受け継ぎ、認知も受けているのに自分の力ではどうにもならない事情により国籍



を得られないのは、不合理さばかりでない。この規定は男女差別や結婚していない父母の子どもに対する差別だけでなく、外国人への差別という意味もはらんでいるとみることができる。

国籍法が憲法に反するとしても、子どもたちに国籍を与えることは、最高裁が違憲審査を超えて新たに立法することと同じにならないか。裁判官はその点でも意見が分かれたが、多数意見は子どもの立場を重視。「不合理な差別を受けた者は、直接的に救済すべきだ」と、積極的なメッセージを発した。

「いつの時点で国籍法は違憲となったのか」「日本在住の長さなど結婚以外の別の要件で、国籍に差を設ける立法をするなら憲法に照らしてどうなのか」。判決を受けて国は国籍法の改正を迫られるが、課題はなお残る。

また、国籍法とは別に、相続の際に婚外子が婚内子の半分しか得られない民法の規定については、最高裁はこれまで「合憲」としてきた。今回の判決の影響は直接、及ばないものの、婚外子の問題に社会がどう向き合うのか。今後も議論は必要だろう。

（『朝日新聞』2008.6.5）

国籍確認を求めた2件の訴訟での各裁判所の判断

○は原告勝訴、×は原告敗訴

国籍法の規定の違憲性

	①原告1人	②原告9人
1 審 東京地裁	価値観は多様化し、内縁関係の家族も多い。婚姻を条件に国籍を認める規定は、法の下での平等に反し、違憲	婚姻だけで父親との生活の同一性や日本との結びつきは判断できない。規定は非嫡出子に不利をもち、違憲
2 審 東京高裁	婚姻関係に内縁を含むという解釈は、国籍の要件を創設するに等しい。裁判所が立法することになり、許されない	非嫡出子も父親が認知すれば国籍を取得できると規定を解釈することは、裁判所が立法することになり、許されない
最高裁	国籍取得は、基本的な人権の保障を受ける上で重要で、非嫡出子が被(こうむ)る不利益は看過できない。規定は不合理な差別を生じさせており、違憲	



③ グルジア紛争

中国の首都・北京でオリンピックが開幕式を迎えた8月8日、ヨーロッパの東の国グルジアでロシア軍とグルジア軍が大規模な武力衝突を始めた。争いの背景には、民族の独立やエネルギー資源をめぐる問題が複雑にからみあっていて、アメリカやEUが仲介に入り、戦闘停止の和平合意は成立したもののその後両国は国交を断絶するなど、紛争の平和的解決の道は見えていない。

グルジアは黒海とカスピ海にはさまれたカフカス（コーカサス）地方にある、面積約7万km²・人口約460万人の小さな国。ロシアの前身であるソビエト連邦（ソ連）が1991年に崩壊した際、隣国のアゼルバイジャンなどとともに独立した。しかし国内の南オセチア自治州とアブハジア自治共和国には分離独立・ロシアへの帰属を望む住民が多く、ロシアは94年に平和維持を名目に軍隊を駐留させて分離派政府を支援してきた。これに対し、アメリカはグルジアに約100人の軍事顧問団を送り込み、対テロ訓練をおこなうなど軍事的な存在感を高め、グルジアのサカシビリ大統領は「テロとの戦い」でもイラクに米英に次ぐ2千人規模の軍隊を派遣するなど欧米との協調路線を進めている。

また、グルジアに施設されている石油・天然ガス（カスピ海周辺で産出）のパイプラインは、ロシアを経由せずにヨーロッパにつながっているため、資源供給の安定化、多角化をはかるEUやアメリカはグルジアとの政治的・経済的つながりを強化している。

8月8日のロシアのグルジア侵攻は、グルジア軍による前日の南オセチア自治州への進攻が発端だが、これは親欧米に突き進むサカシビリ大統領に対していらだちを感じていたロシアが挑発したものと思われる。戦闘が始まってロシアは圧倒的な軍事力でグルジア国内深くまで攻め込み、国際社会に「強いロシア」の復活を見せつけたが、一方でソ連軍による1956年のハンガリー侵攻や68年のチェコスロバキア侵攻を想起さ

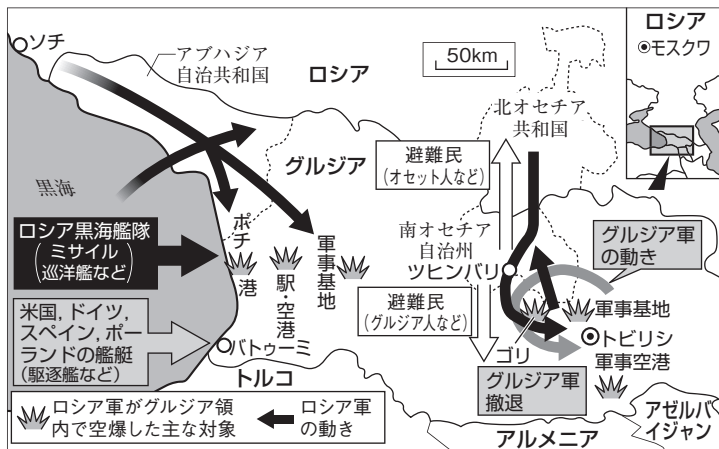
せ、「ロシア脅威論」も高まっている。

ロシアはこのグルジア紛争を、ソ連崩壊から2004年に旧ワルシャワ条約機構加盟国のポーランドなど10カ国がEUに加盟するまでに失った影響力を回復する好機ととらえている。ロシアにとって、これらの国のEU加盟やNATO加盟は我慢の限界であり、グルジア、ウクライナのNATO加盟を許すわけにはいかなかった。

アメリカやEUの仲介で停戦が成立したが、ロシア軍は引き続き平和維持部隊としてグルジア国内の係争地に展開することを容認された。また合意文書では南オセチアとアブハジアの帰属問題は棚上げされている。アメリカは人道物資を輸送するとして第六艦隊を黒海に面するグルジア南西部の港パトゥーミに派遣した。パトゥーミ港の北約60キロの港湾都市ポチでは、ロシア軍が引き続き兵力を強化している。ポチはアゼルバイジャンから石油の陸路輸送の最終地点で、グルジア経済を支える重要都市。ロシア軍のノゴビツィン参謀次長は23日、ポチを含む複数の都市で、治安確保のために警戒活動を行う方針を示したが、米欧はポチはロシアの設定した「緩衝地帯」の外側にあると非難している。ノゴビツィン参謀次長はアメリカやNATOの艦艇が演習や人道支援の目的で相次いで黒海に入ったことに、「事態の安定化にはつながらない」と述べて苛立ちを見せた。

その後ロシアが南オセチア自治州とアブハジア自治共和国の独立を承認したことによってアメリカとロシアの関係悪化、またCIS内部の親ロシア国と反ロシア国の間の亀裂が決定的となった。

グルジア紛争を巡る動き



④ 「名ばかり管理職」に残業代支給判決

マクドナルドの店長は管理監督者ではなく、残業代は支払われなくてはならない——。日本マクドナルドの熊谷市の店長高野さんが「権限のない店長を管理職扱いし、残業代を支払わないのは不当」として、2年分の未払い残業代約517万円など計約1,350万円の支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁は残業代など計約750万円を支払うよう同社に命じた。

経営者と一体的で、残業代の支払い義務がない「管理監督者」にあたるかどうかが争点で、斎藤巖裁判官は、直営店店長の高野さんの職務内容を具体的に検討。「職務や権限は店舗内の事項に限られ、経営者と一体的といえる重要なものではない。労働時間の裁量もない」として、管理職にはあたらないと判断した。

判決によると、高野さんは1987年に入社し、99年に店長に昇格。管理監督者として扱われ、規定時間を超え働いても割増賃金は支払われなかった。

判決理由で斎藤裁判官は、店長の権限について「アルバイト採用やシフト作成など店舗運営で重要な職務を負うが、営業時間や料金は決められず、社員の採用権限もない。会社が提供する営業戦略やマニュアルに従う店舗責任者にとどまる」と判断。「一部店長は部下の年取を下回り、待遇も不十分。自ら勤務シフトに入らざるを得ず、長時間の労働を余儀なくされる」などと指摘した。

高野さんは、時効にかからない2003年12月～05年11月の残業代を請求。判決はほぼ同額の残業代と労働基準法上の制裁の意味合いの付加金約251万円の支払いを命じた。慰謝料の請求は退けた。

(『埼玉新聞』2008.1.29)

東京地裁の判決は、外食や小売業などに大きな

衝撃を与えている。

チェーン展開する企業の多くが「店長は管理職」としているからだ。慢性的な人手不足の下、労務管理の見直しを余儀なくされそうだ。

大手外食チェーンは店長を管理職と見なし一般店員より優遇するが、残業代は払わない例が目立つ。低価格や営業時

間拡大を競う中、仮に管理職でないと認めれば、人件費増が「経営の根幹を揺るがしかねない」(外食企業幹部)。マクドナルドは低価格競争で収益力が低下。今回の例は業績好調時に比べ店長の収入が減る一方、業務の負担が増していたことも一因だ。

同社は控訴する方針だが店長の待遇見直しは広がりそうだ。日本ケンタッキー・フライド・チキン(KFC)は管理職扱いを変更、残業代を払うよう改めた。紳士服専門店大手のコナカは今年に入り、未払い残業代の支払いを求めた元店長に解決金を支払うことで合意した。昨秋、300～400人の店長全員を管理職から除外。予算設定やパート社員採用などの職務は新設のエリアマネージャーに移した。

店長を管理職とする大手眼鏡店のメガネスーパーでは、新潟や長野など4県の店長が労働組合を結成、残業や休日出勤手当の支払いを求めている。

同じ店長でも企業規模、業種などによって仕事内容や待遇に違いはあり、それぞれの事情に応じた見直しが重要。同時に少子高齢化の下、賃金抑制に代わる成長の原動力も必要となる。

(『日本経済新聞』2008.1.29)

「店長」を巡る各社の対応

(該当は○、非該当は×)

	管理職	残業代
外 食		
日本マクドナルド	○	×
日本 KFC	×	○
モスフードサービス	○	×
すかいらーく	○	×
ロイヤルホールディングス	○	×
リンガーハット	○	○
ドトールコーヒー	○	○
グルメ杵屋	×	○
家電量販店		
ヤマダ電機	○	×
エディオン	○	×
衣 料 品		
ユニクロ	○	×
しまむら	○	×
青山商事	○	×
コナカ	×	○
コンビニエンスストア		
セブンイレブン・ジャパン	○	×
ローソン	×	○
ファミリーマート	×	○
その他小売り		
TSUTAYA	○	×
日本トイザらス	○	×

(2008年1月現在)

日本マクドナルドは、熊谷市にある店舗で、店長高野さん(40歳)が、2003年12月から2005年11月までの期間、未払い残業代約517万円など計約1,350万円の支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁は残業代など計約750万円を支払うよう同社に命じた。

店長の残業代支払い命令

東京地裁判決

管理職と認めず

⑤ 竹島領有権問題

●竹島をめぐる最近のうごき

竹島をめぐることは、7月14日に日本の文部科学省が中学社会科の新学習指導要領の解説書に竹島の領有権について初めて言及することとし、そこでは「我が国固有の領土」と明記する予定だった。しかし、首相官邸が主導して「韓国との間に主張の相違があることなどにも触れ……」と、あいまいな表現に書き換えさせた。

外務省はホームページに「韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠だ」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>)と明示しており、過去の政府答弁書も「韓国による不法占拠は受け入れられるものではない」(平成19年3月30日付)としているにもかかわらず、このような日本政府の腰の引けた姿勢は韓国の竹島領有の既成事実化を助長させかねない危険性をはらんでいる。

そんな中、アメリカ政府機関の地名委員会が竹島の帰属先について、これまで「韓国」としていた表記を「主権未指定」に変更した。領有権をめぐる日韓両国が対立しているところに、アメリカ政府の中立的な立場をより明確にするねらいがあったとみられるが、韓国政府からの猛抗議を受けたアメリカ政府は二日後、地名委員会に指示をして竹島の帰属先を「主権未指定」から「韓国」に再度変更した。

これに対し日本政府は韓国を刺激することを避けて「静観」を決め込んでいる。

●竹島とアメリカ

今から57年前の1951年、「日本国との平和条約」(サンフランシスコ平和条約)の草案起草過程において、日本が放棄すべき地域の一つに竹島を明記するよう要求した韓国政府に対しアメリカは、「ドク島、又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人島である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にあります。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない。」と明確に韓国側の主張を否定した。この外交文書は、当時のアメリカ国務次官補(極東担当)ディーン・ラスクによるもので、「ラスク書簡」と呼ばれている。

2005年 3月16日	島根県で「竹島の日」条例が成立
18日	「竹島の日」条例に対抗し、韓国・馬山市が「対馬の日」条例を可決
06年 4月25日	韓国・盧武鉉大統領が「(竹島に関する)日本の主張は過去の植民地に対する領土権を主張するもの」などとする特別談話を発表
5月12日	政府が「(竹島の)昭和29年以降の韓国による占拠は不法占拠」とする答弁書を閣議決定
08年 7月14日	中学社会科の新学習指導要領解説書に竹島を領土問題として盛り込む。 韓国政府が駐日大使を一時召還
28日	米政府機関「地名委員会」が竹島を「韓国領」から「主権未指定」に変更したと米国務省が発表
29日	韓国の韓昇洙首相が首相として初めて竹島に上陸
30日	地名委員会が竹島の帰属先を再び「韓国」に戻したと発表

サンフランシスコ平和条約は同年9月8日に調印され翌1952年4月28日に発効することになったが、韓国政府(李承晩大統領)は発効前の1952年1月18日、海岸から50～100マイルの日本海に一方的に線を設定し、「隣接海洋に対する主権宣言」を行なった。日本はこれを「李承晩ライン」と呼び撤廃を要求したが韓国政府は応じず、李承晩ラインを越えて操業する日本漁船を捕まえた。そして李承晩ラインの内側(韓国側)に置かれた竹島について同年11月27日、駐韓アメリカ大使館は「竹島の地位に関する合衆国の理解はラスク書簡のとおりである」と再度韓国外交部(外務省)宛てに通牒を行なったにもかかわらず、韓国政府は1954年から竹島に警備隊を常駐させるなど実効支配を続けている。



6 2008(平成20)年度一般会計歳入・歳出

		2008 年度 (A)		2007 年度 (B)		増減 (A) - (B) (億円)	伸び率 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 (\%)$
		金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)		
歳入 予算	租税及印紙収入	535,540	64.5	525,510	62.7	10,030	1.9
	官業益金及官業収入	161	0.0	162	0.0	△ 1	△ 0.6
	政府資産整理収入	2,816	0.3	2,808	0.3	8	0.3
	雑 収 入	38,581	4.6	46,956	5.6	△ 8,375	△ 17.8
	公 債 金	253,480	30.5	254,320	30.3	△ 840	△ 0.3
	前年度剰余金受入	35	0.0	8,286	1.0	△ 8,251	△ 99.6
	計	830,613	100.0	838,042	100.0	△ 7,429	△ 0.9
歳出 予算 (目的別)	1. 国家機関費	42,865	5.2	45,535	5.4	△ 2,670	△ 5.9
	皇室費	68	0.0	68	0.0	0	0.0
	国会費	1,287	0.2	1,274	0.2	13	1.0
	選挙費	5	0.0	587	0.1	△ 582	△ 99.1
	司法・警察及び消防費	14,521	1.7	14,692	1.8	△ 171	△ 1.2
	外交費	6,906	0.8	8,844	1.1	△ 1,938	△ 21.9
	一般行政費	11,765	1.4	11,822	1.4	△ 57	△ 0.5
	徴税費	8,141	1.0	8,069	1.0	72	0.9
	貨幣製造費	172	0.0	179	0.0	△ 7	△ 3.9
	2. 地方財政費	156,336	18.8	149,554	17.8	6,782	4.5
	3. 防衛関係費	48,003	5.8	48,620	5.8	△ 617	△ 1.3
	4. 国土保全及び開発費	60,555	7.3	66,701	8.0	△ 6,146	△ 9.2
	5. 産業経済費	28,401	3.4	32,379	3.9	△ 3,978	△ 12.3
	農林水産業費	13,432	1.6	14,107	1.7	△ 675	△ 4.8
	商工鉱業費	11,907	1.4	14,726	1.8	△ 2,819	△ 19.1
	運輸通信費	2,150	0.3	2,166	0.3	△ 16	△ 0.7
	産業投資特別会計へ繰入	0	0.0	203	0.0	△ 203	△ 100.0
	物資及び物価調整費	913	0.1	1,178	0.1	△ 265	△ 22.5
	6. 教育文化費	51,092	6.2	53,093	6.3	△ 2,001	△ 3.8
	学校教育費	38,550	4.6	40,613	4.8	△ 2,063	△ 5.1
	社会教育及び文化費	1,535	0.2	1,421	0.2	114	8.0
	科学振興費	11,001	1.3	11,045	1.3	△ 44	△ 0.4
	災害対策費	5	0.0	13	0.0	△ 8	△ 61.5
	7. 社会保障関係費	228,299	27.5	224,169	26.7	4,130	1.8
	社会保険費	173,293	20.9	169,693	20.2	3,600	2.1
	生活保護費	20,053	2.4	19,820	2.4	233	1.2
	社会福祉費	17,955	2.2	17,058	2.0	897	5.3
	住宅対策費	6,548	0.8	6,853	0.8	△ 305	△ 4.5
	失業対策費	353	0.0	375	0.0	△ 22	△ 5.9
	保健衛生費	6,064	0.7	6,401	0.8	△ 337	△ 5.3
	そ の 他	4,033	0.5	3,969	0.5	64	1.6
	8. 恩 給 費	8,515	1.0	9,481	1.1	△ 966	△ 10.2
	文官恩給費	281	0.0	313	0.0	△ 32	△ 10.2
	旧軍人遺族等恩給費	7,760	0.9	8,402	1.0	△ 642	△ 7.6
	そ の 他	474	0.1	766	0.1	△ 292	△ 38.1
	9. 国 債 費	201,632	24.3	204,676	24.4	△ 3,044	△ 1.5
	10. 予 備 費	3,500	0.4	2,500	0.3	1,000	40.0
	11. そ の 他	1,415	0.2	1,334	0.2	81	6.1
	計	830,613	100.0	838,042	100.0	△ 7,429	△ 0.9

(注) 2007 年度は補正後、2008 年度は当初予算。△はマイナス。

(財務省資料より作成)

7 国外のおもな出来事

●チベット問題

中国チベット自治区と周辺で3月に発生、拡大したチベット民族の大規模な暴動は、多民族国家・中国の抱える少数民族問題の深刻さを浮き彫りにした。背景には、チベットをめぐる歴史的経緯と、中国による統治の現状に対するチベット民族の不满がある。

中国によるチベット直接統治は、中国共産党の率いる中華人民共和国政府が1950年にチベットの領有を宣言し、翌51年に人民解放軍がチベットに侵攻、占領したのが始まりとされる。

しかし、それ以前の清朝や中華民国も「チベットは中国の一部」と見なしていた。ただ、当時は植民地総督と言える「駐藏大臣」を派遣しての間接統治で、ダライ・ラマを頂点とする政教一致の体制は続いた。対外的な独立は果たせずともチベット政府が自治を担い、中国による支配は緩やかなものだった。そうした、国の中に別の国があるようなあいまいな地位を共産党は認めず、チベットの社会主義化を進めた。これに対するチベット民族の抵抗が各地で激化した。中国政府は「チベット人民を農奴制の旧社会から解放した」とチベット支配を正当化している。しかし、チベット民族の独立を求める運動は89年のラサ暴動など、たびたび起きている。このため、政府は積極的な投資でチベットの経済成長を促し、

チベット亡命政府の主張するチベットの範囲



独立運動を抑える政策を進めてきた。だが、その恩恵を受けているのは主に漢民族の企業で、8割が農牧業を営むチベット民族とは無縁と言われる。

チベット仏教の最高指導者ダライ・ラマ14世を中国政府が「分裂主義者」と敵視し、仏教徒のチベット民族にダライ・ラマ批判を強要することも、心の中でダライ・ラマを敬う僧侶や信者にはつらいことだ。中国の憲法は信仰の自由を表向き認めている。だが、もともと「宗教はアヘン」と考える共産党は、党が宗教を管理する立場を堅持し、党を超越するダライ・ラマのような宗教的権威を認めていない。これも、チベット民族が受けている精神的抑圧のひとつといえる。

(『北海道新聞』2008.4.5)

●コソボの独立宣言

セルビアの小さな自治州コソボが、2月17日、セルビアの強い反対を振り切って独立を宣言した。

コソボは、欧州南東部、旧ユーゴスラビアを構成したセルビア共和国の南にある、岐阜県ほどの大きさの自治州だ。中世セルビア王国の中心地だったが、14世紀末のオスマン・トルコの支配下で隣国のアルバニア人が多数移り住み、今はアルバニア系住民が9割を占める。

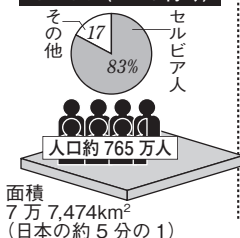
アルバニア系はイスラム教徒が大半で、主にセルビア正教のセルビア人と宗教的な対立感情がある。大多数がアルバニア系であるにもかかわらず、セルビアは89年、コソボの自治権を大きく制限したため、独立運動に火がついた。アルバニア系武装組織とセルビア治安部隊の衝突が激しくなり、99年には北大西洋条約機構(NATO)軍がセルビアを中心に空爆。その後、国連コソボ暫定行政支援団の統治下に置かれている。

米国やEUは独立を支持しているが、セルビアはコソボを承認した国との関係を見直すと警告。同様

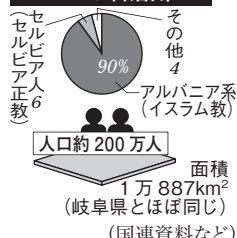
独立を目指すコソボ自治州



セルビア(コソボ除く)



コソボ自治州



(国連資料など)

の独立運動を抱える周辺国や旧ソ連諸国は、連鎖反応に神経をとがらせている。ロシアはコソボの国連加盟は認めない構えだ。(『朝日新聞』2008.2.6ほか)

8 国内のおもな出来事

●北海道洞爺湖サミット

7月7日から9日まで、北海道^{あぶた}虻田郡洞爺湖町で主要国首脳会議(サミット)が開催された。2000年の九州・沖縄以来の日本開催となる。今回のサミットのテーマは、(1)世界経済、(2)環境・気候変動、(3)開発・アフリカ、(4)政治問題——の4点。

最大の焦点だった地球温暖化対策では、主要8カ国(G8)が「2050年までの温室効果ガス排出量の半減」との世界全体の長期目標の共有をすべての国に求めることで一致。中国やインドなど新興国首脳からも数値に触れない形で支持を取り付けた。

3日間に及んだサミットでは、初日にアフリカ7カ国首脳とともに「開発・アフリカ」を議論。2日目のG8のみの首脳会合では温暖化対策のほか、食糧や原油の高騰、北朝鮮問題を含む核などの不拡散・テロ対策などを議論した。北朝鮮問題については、福田首相は9日の会見で、「拉致を含む日朝関係の進展の重要性について、各国首脳から力強い支持と協力の表明があった」と述べた。ムガベ大統領による激しい野党弾圧が続くジンバブエ問題では、「国連安保理で合意されれば制裁も含むと考えている」と制裁の可能性に言及した。



●「住基ネット」最高裁で合憲判決

住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)の運用はプライバシー侵害で違憲として、大阪府や石川県など4県の住民が住基ネットからの離脱を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁は3月6日、「住基ネットはプライバシー権を侵害せず、合憲」とする初判断を示した。各地の住民が相次いで起こした住基ネットをめぐる訴訟は、行政側勝訴で事実上決着した。

住民側は①本人の情報の取り扱いが自分で決める「自己情報コントロール権」を侵害する②住民票コードを中心に、行政が持つさまざまな情報を「名寄せ」し、目的外利用される危険性がある——などと主張していた。

判決は「目的外利用は懲戒処分や刑罰で禁止され、情報保護に関する審議会や委員会も設置されている。制度上の不備はない」と危険性を否定。サービス向上や事務の効率化をはじめ、正当な目的があることなどを挙げ「プライバシー情報を自己決定する権利が侵害されたとの住民の主張は理由がない」と指摘した。

住基ネット訴訟判決の「合憲・違憲」判断

	1審	2審	最高裁
大 阪	○(04・2)	×(06・11)	○(08・3)
石 川	×(05・5)	○(06・12)	○(08・3)
千 葉	○(06・3)	○(07・10)	○(08・3)
愛 知	○(05・5)	○(07・2)	○(08・3)

※○は合憲、×は違憲。カッコ内は年・月

●相次ぐ食品偽装

2007年に相次ぎ発覚した食品の表示偽装問題は08年に入ってから続発した。警察庁によると、08年上半年(1～6月)に検挙された食品の産地偽装事件は、07年1年間の倍以上の9件にものぼった。

中国製ギョーザによる中毒事件など健康に直接害を被る事件も起きて、食の安全に対する消費者意識が高まっているなか、消費者を欺く違法行為の相次ぐ発覚に、専門家は「偽装に対する厳罰化を早期に実現することが必要」と指摘する。

○2008年に起きた主な食品偽装問題

- 2月 京都市の食品加工会社が有機栽培でないタケノコを有機栽培と表示
- 5月 秋田県の食品加工会社が比内地鶏でない鶏肉を「比内地鶏」と表示
- 6月 大阪市の高級料亭「船場吉兆」が鹿児島県産牛肉を「但馬牛」「三田牛」と表示
- 〃 愛媛県の水産物輸出入販売会社が中国産ウナギのかば焼きを国産と表示
- 7月 岐阜県の食肉卸販売会社が、基準に満たない等級の牛肉をブランド和牛の「飛騨牛」と表示して販売

●訂正・変更のお知らせ

- ① p.145 ① 年表の84年
(日・×) ⇒ (日・99. 6)
- ② p.168 ④ 内閣の組織図
公正取引委員会のアミを削除
- ③ p.201 ④ ○○党ブロック名簿
3位を削除
- ④ p.301 ① 本文右段7行目
国内金融資産 ⇒ 負債